名義変更について

個人会員が利用契約締結後に法人を設立し、設立した法人名義でサービス等の利用継続を希望される場合、名義変更手続きが必要となります。

■ 名義変更条件

1)個人契約から法人契約への変更は、個人契約者が新規設立法人の代表者である事。
2)法人契約の名義変更は、社名変更時のみ可能(同一の代表者で別会社設立は不可)。
3)賃借権の譲渡と施設運営者にて判断される場合は不可。
※上記の不可に該当する変更の場合は、新規契約を締結していただきます。

■ 手続き方法

お申込み受付後、審査を行います。
〔お申込時必要書類〕
・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) : 3 か月以内に発行のもの
・代表者身分証明書コピー:ご提出済みデータの内容に変更がなく、有効期限切れでない場合は不要
※その他弊社より、定款や株主総会議事録等のご提出をお願いする場合もございます。

審査承認となりましたら、変更書類を含む手続きのご案内をマイページへお送りいたしますので、内容をご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

■ 費用

名義変更料として 5,500 円・税込をご請求いたします。(受付タッチパネル変更作業料含む)

■ 注意事項

※名義変更日は、審査承認日と同日とさせていただきます。
お手続き完了まで申込日(審査書類が不備が無く揃った状態)の翌日から 2 営業日の日数をいただきます。

※名義変更手数料は、次回の利用料金お支払い時に合算し、口座振替またはクレジットカード決済いたします。
(口座振替開始前のお客様は振込みにてお支払いただきます。)

※現契約名義にて口座振替が開始している場合は、新契約名義の口座振替手続きが完了するまでの間
(約 1～2 ヶ月)は、現契約名義の預金口座より自動振替を行います。

※シェア会員、バーチャル会員が商業登記をした場合は、別途郵便受取サービスをお申込みください。
郵便受取サービスのご契約がない場合、郵便物は差出人戻しとなります。

※バーチャルオフィス登記プラン会員、コワーキングスペースビジネスプラン会員・全拠点プラン会員が商業登記をした場合は、別途　法人登記サービスのご契約が必須となります。また、法人登記サービスを利用する場合、郵便受取サービスのご契約が必須となります。